

J R 東海労働組合新幹線関西地「申」第12号
2021年9月21日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「新幹線乗務員に対する54歳原則出向」における出向保留の不誠実な会社対応に
関する緊急申し入れ

会社は、新幹線乗務員の54歳原則出向対象者に対し面談を行ってきた。しかし、担当した管理者は、出向に行かず乗務員を続けていく意向と質問や疑問に答えるどころか、二度目の面談では「出向先の就労条件」を一方向的に突きつけた。会社は対象の東海労働組合員を、職場から放逐し10月1日に出向に出す事だけを目的とする対応を行ってきた。

また、会社は出向先会社との面談を9月10日から開始し、9月16日に面談を受ける直前の組合員に対して突如、出向の保留を通告した。また、その面談を受けた3名の組合員にも出向の保留、見合わせるとの通告を順次、行った。

4名の組合員はあくまでも乗務員を続ける意向を繰り返し主張してきたが、面談が進む中において会社は出向の決定を撤回することはなかった。しかし、突然の「出向先会社と調整」を理由にした10月1日からの出向保留を通告された組合員の気持ちは、怒りを隠せない。会社は対象の組合員を引き回し、家族をも巻き込み不安と迷惑を与えた行為に対して組合員に正式に謝罪をするべきである。さらに、この事態に陥った全ての経過と検証を明らかにし、現状に見合わない就業規則の出向に関する条文と出向規程の見直しを実施することを要求する。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

記

1. 組合員4名に対し、会社として正式に謝罪すること。
2. 精神的な負担を与えた組合員4名に対して、心が癒えるまでの期間、休業とすること。
3. 組合員4名に突然、出向の保留を通知することになった経過、原因を全て明らかにすること。
4. 今回の事態に陥った理由と検証を明らかにすること。その検証が明らかにされるまでの間、全ての出向の命令を停止すること。

5. 組合員4名に出向を通知した出向先会社「スリーエス(株)」と会社との関係を全て詳細に明らかにすること。
6. 会社として今回の事態についての見解を明らかにすること。またその見解を社内誌「おれんじ」に載せて全社員とその家族に周知すること。
7. 今回の事態を通して会社が出向先会社の労働条件を把握していない実態が明らかになった。特に「スリーエス(株)」は労基法に違反する社員管理が行われている。仮に社員に出向を命じるのであれば、会社は出向先会社の労働条件を全て把握し、労基法に違反する社員管理を行っているいわゆる「ブラック企業」への出向を禁じること。

以上